

生産緑地業務処理実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、生産緑地法（以下「法」という。）における生産緑地（以下「生産緑地」という。）が適切に管理され農業と調和した都市環境の保全を図るとともに、生産緑地の買取り及び買取り希望の申出、管理等に係る業務の迅速かつ適切な処理の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(生産緑地関連業務処理体制)

第2条 別表第1に掲げる市長部局の課及び農業委員会事務局（以下「関係課等」という。）は、相互に協力し、同表の生産緑地関連業務について同表に定めるところにより、それぞれ業務を処理しなければならない。

(生産緑地業務処理推進委員会の設置)

第3条 次に掲げる事項を処理させるため、生産緑地業務処理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(1) 生産緑地の買取り及び買取り希望の申出に関すること。

(2) その他生産緑地の管理・運用等に関する指導、助言並びに関係部局間の調整等に関すること。

2 推進委員会の委員は、関係課等の長の職にある者をもって充てる。ただし、必要があるときは、これらと同等の職にある他の部局の職員をもって委員に充てることがある。

(推進委員会の役員)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

2 委員長は、都市活力部産業振興課の主幹の職にある者（農政担当）をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会の会務を総括し、推進委員会を代表する。

4 委員長は、会議を招集し会議の議長となる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(生産緑地の買取り及び買取り希望を申出できる場合)

第5条 法第10条に規定する生産緑地の買取りの申出をすることができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法に規定する告示の日から起算して30年を経過したとき。

(2) 当該告示後に当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡したとき。

(3) 次に掲げる障害により、主たる従事者が農業に従事することができなくなる故障として市長が認定したとき。

ア 両眼の失明

イ 精神の著しい障害

ウ 精神系統の機能の著しい障害

エ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

オ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

カ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

キ アからカに掲げる障害に準ずる障害

(4) 1年以上の期間を要する入院又は入院の期間を含めて1年以上の期間を要する療養により、主たる従事者が農業に従事することができなくなる故障として市長が認定したとき。

(5) 主たる従事者が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所するとき。

(6) 主たる従事者が著しい高齢となり運動能力が著しく低下したこと等により、農業に従事することができなくなると市長が認定したとき。

2 法第15条に規定する生産緑地の買取り希望の申出をすることができる場合は、前項の規定に準ずる疾病等で主たる従事者が農業に従事することが困難である等の特別の事情がある場合とする。

(買取りの相手方)

第6条 生産緑地の買取りの相手方として定めることができる地方公共団体等は、別表第2のとおりとする。

(買取り申出等の手続)

第7条 生産緑地の所有者は、生産緑地の買取りの申出をしようとするときは、生産緑地買取り申出書(様式第1)に次の書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 土地登記簿謄本

(3) 農業委員会発行の主たる従事者の証明書

(4) 共有者がある場合は、共有者全員の同意書

(5) 第5条第1項第2号による申出の場合は、相続関係書類の写し(相続登記完了の場合は不要)、共同相続人がある場合は、共同相続人全員の同意書

(6) 第5条第1項第3号及び第4号による申出の場合は、医師の診断書

(7) 第5条第1項第5号による申出の場合は、当該老人ホームの院長の証明書

(8) 当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場合は、買取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させる旨のその権利者の書面

2 生産緑地の所有者は、生産緑地の買取り希望の申出をしようとするときは、生産緑地買取り希望申出書(様式第2)を前項各号に準じて、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(買取りの通知等)

- 第8条 市長は、前条の規定に基づいて生産緑地買取り申出書若しくは生産緑地買取り希望申出書の提出があったときは、買取りの可否の決定を行い、その旨を通知するものとする。
- ただし、生産緑地の買取り申出にあつては法第12条第1項の定めるところによる。
- 2 前項の通知は、生産緑地買取り可否決定通知書(様式第3)により行うものとする。

(生産緑地買取り審査協議会の設置)

第9条 第7条の規定に基づく生産緑地の買取り及び買取り希望の申出があった場合に、次に掲げる事項を協議させるため生産緑地買取り審査協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (1) 生産緑地の買取りの要否に関すること。
 - (2) 生産緑地の買取りの相手方の選定に関すること。
 - (3) その他生産緑地の買取りに関すること。
- 2 協議会の委員は、両副市長及び次に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1) 都市経営部長
 - (2) 都市活力部長
 - (3) 財務部長
 - (4) 都市計画推進部長
 - (5) 農業委員会事務局長

(協議会の役員)

- 第10条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、都市活力部を担当する副市長をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 会長は、協議会を招集し、その会議の議長となる。
 - 5 会長に事故あるときは、他の副市長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第11条 協議会は、第9条第1項に掲げる事項の協議に関し必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(買取った生産緑地の管理)

第12条 買取った生産緑地は、買取りの目的に係る事務を所掌する部局において適正に管理しなければならない。

(協議会等の運営)

第13条 第3条及び第4条に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する事項は推進委員会において、第9条及び第10条に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は協議会において、それぞれ協議し、決定する。

(事務処理)

第14条 推進委員会及び協議会の事務は、都市活力部産業振興課において処理する。

(実施細目)

第15条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月10日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月15日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

別表第1

生産緑地関連業務処理体制

都市経営部

- 経営計画課 (1) 総合計画に関すること。
- 創造改革課 (1) 公共施設配置計画等に関すること。

都市活力部

- 産業振興課 (1) 生産緑地の各種相談に関すること。
(2) 生産緑地の買取り・買取り希望の申出に関すること。
(3) 生産緑地の所有者、住所等変更届出に関すること。
(4) 農地等として管理するため必要な助言に関すること。
(5) 農業委員会への斡旋協力依頼。

財務部

- 資産管理課 (1) 国土法の届出（農地の転売に限る。）に関すること。
(2) 生産緑地の買取りに関すること。
(3) 道路明示申請（農地の転売、農業用施設の建築、生産緑地を買い取る場合に限る。）に関すること。
- 施設課 (1) 市設建築物の新設の設計及び施行に関すること。

都市計画推進部

- 都市計画課 (1) 生産緑地地区内における建築物等の新築及び増築並びに宅地の造成等土地の区画形質の変更の許可の申請（生産緑地法第8条）に関すること。
(2) 生産緑地地区の指定に関すること。
(3) 生産緑地地区の変更・廃止に関すること。
- 開発審査課 (1) 開発許可申請（農業用施設の建築、土質の形質の変更に限る。）に関すること。
- 建築審査課 (1) 建築確認申請（農業用施設の建築に限る。）に関すること。

農業委員会

- 事務局 (1) 農業の主たる従事者についての証明書の発行に関すること。
(2) 土地の交換、営農継続の第三者への斡旋に関すること。

別表第2

生産緑地の買取りの相手方として定めることができる地方公共団体等

- (1) 大阪府都市整備部総合計画課
- (2) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
- (3) 独立行政法人都市再生機構西日本支社